

あなたを支える制度を 活用しましょう

○不服審査申立

認定された障害程度区分や、支給決定について不服のある場合には、都道府県（障害者介護給付費等不服審査会）に申し出ることができます。

○苦情解決事業

障害福祉サービス等全般に関する苦情については、苦情解決事業を活用できます。各事業者に設置された苦情受付窓口にも申し出ることができますし、都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に直接申し出ることができます。

○地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な方々が、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスを受ける事業です。お近くの社会福祉協議会でご相談ください。

○成年後見事業

判断能力が不十分なため、契約の締結などの法律行為をする際、その意思決定に不安がある方々について、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにし、本人の権利が守られるようにする制度です。お近くの役所や地域にある市町村の障害福祉の相談窓口、社会福祉協議会、司法書士事務所、弁護士事務所等でご相談ください。

作成・発行 厚生労働省／社会福祉法人全国社会福祉協議会

厚生労働省 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
ホームページ：www.mhlw.go.jp

社会福祉法人全国社会福祉協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
ホームページ：www.shakyo.or.jp